

よくある質問 FAQ

会員の皆さまからお問い合わせが多い項目を掲載しています。最新の情報は、HP よりご確認ください。

<https://www.setagaya-icl.or.jp/sela/>

Q 会員番号がわかりません。新しい会員証を発行してもらえますか？

- A セラ・サービスの会員証は、令和7年4月より「Web会員証」へ移行しました。それに伴い、現在、会員証は発行していません。会員番号がわからない場合は、会員ご本人よりセラ・サービス (03-3411-6655 平日9:00～17:30) にお問い合わせいただければ、ご案内します。

【Web会員証の表示方法】

- ①セラ・サービスホームページの「Web会員ログイン」から、ログイン。
- ②「会員情報」⇒「→Web会員証表示画面へ」で表示されます。



Q 親が亡くなりました。死亡弔慰金は請求できますか？

- A 会員と同居している親(義父母含む)が死亡したときは、対象となります。「給付金請求書」に会員または配偶者(事実婚および同性カップルを含む)との続柄および会員との同居が証明できる書類を添えて、ご請求ください。
※デジタル申請も可能です。

Q ゴルフ場利用の補助券はありますか？

- A ゴルフ場利用の補助券は廃止になりました。ゴルフ場の補助は、「ゴルフ場補助請求書」と利用したゴルフ場の領収書およびプレー代金を確認できる明細書等のコピーを提出いただければ、会員様の銀行口座へ振込みます。
※デジタル申請も可能です。
5,000円以上のプレー代に対し、1回1,500円の補助を、年度内4回以内が対象です。
★ゴルフ場利用補助の請求は、年度内1回限りです。

Q 群馬県川場村にある「世田谷区民健康村」の宿泊補助は受けられますか？

- A 世田谷区民健康村「ふじやまビレジ」「なかのビレジ」の利用については「会員証」と「身分証明書」のご提示により、1泊1人2,000円の補助を受けられます。※補助対象は1泊2食付プランです。
予約時に必ず、セラ・サービスの会員であることをお伝えください。利用泊数の上限はありませんので、ぜひご利用ください。